

カジノ管理委員会第34回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者日時

1 日時

令和3年3月11日 14時00分～15時15分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員
- 徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、坂口監督調査部長、住友監督総括課長（議事担当課）、小森調査課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決事項

なし。

2 その他の案件

(1) カジノ事業等の規制（これまでの議論の論点整理（9））について

監督調査部長から、カジノ事業等の規制（これまでの議論の論点整理（9））について説明があり、主に以下の点について検討した。

・カジノ事業免許等における質問票の質問事項（下記、IR整備法第四十一条、第百十六条参照）

（免許の基準等）

第四十一条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 申請者が、人的構成に照らして、カジノ事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
- 二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。
- 四 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。以下同じ。））及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 五 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人）及び当該施設土地権利者が法人であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

(確認の基準)

第一百六条 カジノ管理委員会は、第一百十四条の確認の申請があったときは、申請対象者がその従事する特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかを審査しなければならない。

・その他の事業者等における質問票の質問事項（下記、第二百二十六条、第三百十四条、第四百五条、第五十条、第五十八条、第五十九条、第六十五条参照）

(免許の基準等)

第二百二十六条 カジノ管理委員会は、第二百十四条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 第四十一条第一項第二号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 申請者が、人的構成に照らして、カジノ施設供用事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

(特定の業務に従事する者の確認)

第三百十四条

- 2 第一百五條から第二十条までの規定は、前項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ施設供用業務に従事する者（第二百六条第六項において「確認特定カジノ施設供用業務従事者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(許可の基準等)

第四百五条 カジノ管理委員会は、第四百三条第一項の許可の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 申請者が、人的構成に照らして、当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
- 二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。

(カジノ関連機器等外国製造業の認定)

第五十条

- 2 第四百三条第二項、第四百四条（第一項第二号を除く。）及び第四百五条から前条までの規定は、カジノ関連機器等外国製造業者及びカジノ関連機器等外国製造業並びに前項の認定について準用する。この場合において、第四百六条第四項中「第四百四条」とあるのは、「第四百四条（第一項第二号を除く。）」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十八条

- 3 第百十五条から第百二十条までの規定は第一項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ関連機器等製造業務等に従事する者（以下この項及び第二百八条第三項において「確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者」という。）について、第二百三十条の規定は確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定)

第百五十九条

- 4 カジノ管理委員会は、第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。
- 一 申請者が、人的構成に照らして、試験事務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
 - 二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。
 - 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。
 - 四 申請者が株式会社であるときは、その主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人）及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

(特定の業務に従事する者の確認)

第百六十五条

- 2 第百十五条から第百二十条までの規定は前項の確認及び当該確認を受けた特定試験業務に従事する者（以下この項及び第二百十条第三項において「確認特定試験業務従事者」という。）について、第二百三十条の規定は確認特定試験業務従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(2) カジノ事業等の規制（これまでの議論の全体像（5））について

監督調査部長から、カジノ事業等の規制（これまでの議論の全体像（5））について説明があり、主に以下の点について検討した。

・ カジノ事業者等の免許等（下記、IR整備法第四十条等参照）

(免許の申請)

- 第四十条 認定設置運営事業者は、前条の免許を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項
 - 2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなけれ

ばならない。

十五 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

- 3 前条の免許の申請は、当該申請に係る特定複合観光施設について認定施設供用事業者がある場合には、当該特定複合観光施設に係る第二百二十四条の免許の申請と同時にしなければならない。

(3) 審査基準の考え方（機器規制関係（2））について

監督調査部長から、審査基準の考え方（機器規制関係（2））について説明があり、主に以下の点について検討した。

・カジノ関連機器等製造業等の許可等（下記、IR整備法第四十三条、第四十五条、第五十条、第五十八条参照）

（許可）

第四十三条 カジノ関連機器等製造業、カジノ関連機器等輸入業、カジノ関連機器等販売業又はカジノ関連機器等修理業（以下「カジノ関連機器等製造業等」という。）を行おうとする者は、その種別に応じて、カジノ管理委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可（カジノ関連機器等製造業に係るものに限る。）は、製造所ごとに受けなければならない。

（許可の基準等）

第四十五条 カジノ管理委員会は、第四十三条第一項の許可の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 申請者が、人的構成に照らして、当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
- 二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。
- 四 申請者が当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、当該カジノ関連機器等製造業等に係る収支の見込みが良好であること。
- 五 カジノ関連機器等製造業の許可を受けようとするときは、製造所の構造及び設備並びに技術水準が、第五十一条又は第五十四条の規定を遵守してカジノ関連機器等を製造するために適切なものであり、かつ、カジノ関連機器等製造業を的確に遂行するために十分なものであること。
- 六 定款及び第四十八条第一項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を適正に遂行するために十分なものであること。

（カジノ関連機器等外国製造業の認定）

第五十条 カジノ関連機器等外国製造業を行おうとする者は、カジノ管理委員会の認定を受けることができる。

- 2 第四百四十三条第二項、第四百四十四条（第一項第二号を除く。）及び第四百四十五条から前条までの規定は、カジノ関連機器等外国製造業者及びカジノ関連機器等外国製造業並びに前項の認定について準用する。この場合において、第四百四十六条第四項中「第四百四十四条」とあるのは、「第四百四十四条（第一項第二号を除く。）」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条 カジノ関連機器等製造業者等は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、次に掲げる業務（第三項において「特定カジノ関連機器等製造業務等」という。）に従事させてはならない。

- 一 カジノ関連機器等の製造又はその保守若しくは修理その他の管理をする業務
- 二 カジノ関連機器等の製造、輸入、販売若しくは貸与の監督又はその保守若しくは修理その他の管理の監督をする業務

- 2 前項の確認（カジノ関連機器等製造業に係るものに限る。）は、製造所ごとに受けなければならない。

- 3 第一百五条から第二十条までの規定は第一項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ関連機器等製造業務等に従事する者（以下この項及び第二百八条第三項において「確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者」という。）について、第二十三条の規定は確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

・ **指定試験機関の指定（下記、IR 整備法第五十九条、第六十三条、第六十五条参照）**
(指定)

第五十九条 カジノ管理委員会は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、検定に必要な試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 前項の申請をしようとする者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。
- 4 カジノ管理委員会は、第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 申請者が、人的構成に照らして、試験事務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
 - 二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。
 - 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。
 - 四 申請者が株式会社であるときは、その主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人）及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

五 職員、設備、試験の実施方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

六 申請者が前号の試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

(試験事務規程)

第六十三条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この条及び第二百十条第二項第二号において「試験事務規程」という。）を作成し、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、カジノ管理委員会規則で定める。

3 カジノ管理委員会は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不相当となったと認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(特定の業務に従事する者の確認)

第六十五条 指定試験機関は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その職員を、試験事務に関して行われる次に掲げる業務（次項において「特定試験業務」という。）に従事させてはならない。

一 電磁的カジノ関連機器等の型式が第一百五十一条第三項第一号のカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格に適合するかどうかの判定に関する業務

二 電磁的カジノ関連機器等の試験のための保管その他の管理又はその監督をする業務

2 第一百五十五条から第二百十条までの規定は前項の確認及び当該確認を受けた特定試験業務に従事する者（以下この項及び第二百十条第三項において「確認特定試験業務従事者」という。）について、第二百二十三条の規定は確認特定試験業務従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

以上